

# 久山町議会基本条例

(解説付)



首羅山上空から見た久山町

保存版

## 「久山町議会基本条例」制定について

久山町議会基本条例は、議会の最高規範といえる条例で、議会の活性化と充実強化など、議会のあり方を町民の皆様へ宣言するものです。

私たち久山町議会は、議会運営委員会を中心に、平成28年5月から議会基本条例制定にむけて調査研究、外部講師による研修会等を行ってまいりました。

平成29年9月議会定例会最終日(9月8日)、久山町議会基本条例を議員発議で上程し、全員賛成で可決いたしました。

この条例は、議会の公正性と透明性の確保、積極的な情報公開、多様な政策活動の推進、議員間の自由討議の促進、執行機関との緊張感の保持、議員の資質向上、議員活動を支える体制の整備などを定めています。

制定後、議会議員の改選をはさみましたが、久山町議会としましては、条例の目的である議会および議員活動の活性化と充実強化にむけ、鋭意努めてまいり所存でございます。

この条例を町民の皆様と共有し、久山町議会が目指す方向をご理解していただくために、この度、条例を皆様にお配りさせていただくことといたしました。

どうぞ、ご一読いただき、今後も久山町議会および議員に対しまして、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年2月

久山町議会

議長 阿部 文俊

# 久山町議会基本条例

平成29年9月8日・久山町条例第16号

## 目次

### 前文

第1章 総則(第1条－第3条)

第2章 町民と議会の関係(第4条・第5条)

第3章 町長等執行機関と議会及び議員の関係(第6条－第8条)

第4章 議会の運営(第9条－第11条)

第5章 議会及び議会事務局の体制整備(第12条－第14条)

第6章 議員の倫理、身分及び待遇(第15条－第17条)

第7章 最高規範性と条例の検証及び見直し手続(第18条－第21条)

### 附則

## 前文

久山町民(以下「町民」という。)から選挙で選ばれた議員により構成される久山町議会(以下「議会」という。)は、同じく町民から選挙で選ばれた久山町長(以下「町長」という。)とともに二元代表制のもと久山町の代表機関を構成する。

この2つの代表機関は、ともに町民の負託に応える活動をしているが、議会は事務・執行の監視を行うとともに積極的な政策の立案や提言を行うことで町民福祉の向上と久山町の発展に寄与することにその存在意義がある。

地方分権時代を迎えて、自治体の自己決定と責任の範囲が拡大した現在、議会が自由闊達な議論を通して政策の立案・決定・執行状況に関する論点や争点を発見し公開することは、透明性の高い議会運営をという町民からの要請であり、討論の場である議会の使命でもある。

議会は、これまでもさまざまな議会改革に取り組んできたが、積極的な情報の公開と情報伝達方法の創造、政策形成過程における町民参加の機会の拡充、議員間の自由な討議の機会の創出、町長等の執行機関との持続的な緊張協力関係の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、議会運営における公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制等の充実を図ることによって、更に町民に開かれ、信頼され、存在感のある議会を築かなければならない。

緑豊かな自然の山並みや田園風景、太古からの史跡に恵まれた郷土久山の発展のため、議会における最高規範として、ここに久山町議会基本条例を制定する。

# 第1章 総則

## (目的)

**第1条** この条例は、議会及び議員活動の活性化と充実強化に関する基本的な事項を定めることにより、議員の自己研鑽と資質の向上を図り、町民の負託に応えて町政の情報公開を進め、もって久山町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

## (議会の運営原則)

**第2条** 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であり、町政の重要事項及び基本的な方針を決定する議決機関であることを常に自覚し、公正性・透明性及び信頼性を重んじ、更に一方で、町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)による町政運営状況を監視するものとする。

2 議会は、町民の多様な意見を把握し町政に反映させるために、議会活動への町民参加の機会拡充を図り、こうした町民の多様な意見を参酌した政策提言及び政策立案に努めるものとする。

3 議会は、町民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、町民に対して議会の決議及び運営について、その経緯、理由等の説明責任を果たすものとする。

4 議会は、町民に分かりやすい議会運営を心がけ、議会運営に関する条例、規則及びその他の規程(以下「条例等」という。)を継続的に見直し、不断の改革に努めるものとする。

5 議会は、傍聴用の資料等を作成し、提供するなど、町民の傍聴意欲を高める議会運営に努めるものとする。

## (議員の活動原則)

**第3条** 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重するもの

## 第1条の解説

この条例の目的は、議会及び議員活動の活性化と充実強化に関する基本的な事項を定めることにより、議員の自己研鑽と資質の向上を図り、町民の負託に応えて町政の情報公開を進め、久山町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することであると定めています。

## 第2条の解説

議会は、住民によって直接選挙された議員で構成される議決機関です。議決機関とは、議会が地方公共団体の意思を決定する機関であることを意味し、このことは憲法第93条で定められています。

議会は、町民の意見を把握して政策提言・立案に取り組み、情報公開と説明責任を果たすとともに、町政運営状況を監視することを定めています。

## 第3条の解説

議会は、言論の場として多数の議員による合議を重視する組織であり、その役割を果た



とする。

- 2 議員は、町政の課題全般について、町民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高めるために不断の研鑽に努め、町民の代表としてふさわしい活動をするものとする。
- 3 議員は、議会の構成員として、町民全体の福祉の向上のため活動をするものとする。

## 第2章 町民と議会の関係

### (町民の参加及び町民との連携)

- 第4条** 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を原則として公開するとともに、町民に対して議会の活動情報を公表して説明責任を果たすものとする。
- 2 議会は、公聴会制度及び参考人制度等を活用して、学識経験者等の意見を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。
  - 3 議会は、請願及び陳情を町民による政策提言と位置付け、その審議において必要があると認める場合は、提案者の説明及び意見を聞く機会を設けることができる。

### (議会報告会)

- 第5条** 議会は、議案等の審議の経過及び結果の報告並びに町政全般に関する課題について、町民と自由に意見を交換する場として議会報告会を開催することができる。
- 2 議会報告会に関する事項は、別に定める。

すため、議員相互間の自由闊達な討議を推進することを定めています。

議員は議会を構成する一員であり、町政全般の課題と町民の多様な関心や意見を的確に把握することに努めて、町民全体の福祉向上のために活動することを定めています。

### 第4条の解説

議会在町民に対して果たすべき重要な責任は、活動の情報公開によって透明性を高めることや、審議等における論点や争点の説明責任を十分に果たすことであると定めています。

議会は、請願・陳情の提案者の意見を聴取する機会を設けるとともに、専門的識見者の意見を議会に反映することを定めています。

### 第5条の解説

町民の意見交換の場を多様に設けることにより、町民の意見や関心を把握して、議員の政策立案能力を強化し、政策提案の拡大に努め政策提言など議会活動の状況を報告し、町政に関する情報を提供するとともに、町民の関心や意見を直接聞く貴重な機会として、議会報告会を位置づけて実施していくことを定めています。

なお、議会報告会の開催単位や報告会での議員の役割等の詳細については、別途に定めています。

## 第3章 町長等執行機関と 議会及び議員の関係

### (緊張感の保持)

**第6条** 議会は、二元代表制のもと、町長等及び職員と常に協力しつつも緊張ある関係を構築し、町政の発展に取り組みなければならない。

2 議会の会議における議員と町長等の質疑応答にあつては、広く町政上における論点及び争点を明確にするよう、一問一答方式で行うことができる。

3 本会議及び委員会において、町長等は、議員の質問、提言に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

### (地方自治法第96条第2項の議決事件)

**第7条** 久山町総合計画の策定及び変更は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件とする。

### (町長による政策等の形成過程の説明)

**第8条** 議会は、町長が提案する計画、政策、施策及び事業等(以下「政策等」という。)を審議する場合においては、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 提案に至るまでの経緯
- (2) 他の自治体における類似の政策等との比較検討
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係する法令、条例、規則及びその他の規程
- (5) 政策等の実施に係る財源措置
- (6) 将来にわたる政策等の効果及びコスト計算

2 議会は、前項の政策等に関する事項を審

### 第6条の解説

二元代表制における議員と町長等は、緊張関係を保持し会議の論点及び争点を明確にするため一般質問では、一問一答方式を積極的に活用することと、議長の許可により町長等からも質問ができることを定めています。

一問一答方式とは、質問事項を一つずつ取り上げ、質問、答弁を繰り返して、論点、争点を明確にしていく質問方式です。

### 第7条の解説

地方自治法第96条第1項は、議会で決定しなければならない議決事項、第2項では、第1項以外に重要なもので条例の制定、改廃、予算、決算など、町議会の議決が必要なものは条例で定めることになっています。よって議会と町長等が透明性の高い責任をともに担うために、町政運営の総合的な指針となる久山町総合計画を議決項目に定めています。

### 第8条の解説

町長が重要な政策等を提案する場合、6項目の情報提供に努めるよう求めることを定めています。

これは、政策水準の向上と議会審議における、公正性・透明性の確保及び論点の明確化を図るため、政策等を必要とする背景から将来のコストまでの説明を求めることで、提出される政策等の信頼性が高まると考えられます。

ここで言う重要な政策等とは、

- ①中・長期にわたる、まちづくりの基本方針や分野別の計画及び施策事業。
- ②町民の生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業。

議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、その立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資するような審議に努めるものとする。

## 第4章 議会の運営

### (自由討議の推進)

**第9条** 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進に努めるものとする。

- 2 議会は、議員及び委員会による提出議案、町長提出議案並びに町民の提案に関して審議し結論を出す場合は、必要に応じて議員相互間における十分な討論、議論を尽くし、合意形成に努めなければならない。
- 3 議会は、前項の経過及び結果について、速やかに公表し、町民への説明責任を十分に果たさなければならない。
- 4 議員は、議員相互間の自由討議を推進するため、政策、条例及び意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

### (常任委員会等の設置)

**第10条** 議会に常任委員会及び議会運営委員会を置く。

- 2 前項に定める委員会のほか、議会は、必要に応じて特別委員会を設置することができる。
- 3 委員会の運営については、次条に定めるもののほか、久山町議会委員会条例(昭和62年久山町条例第5号。)で定める。

### 第9条の解説

議会は、討論の場(言論の場)であることを十分に認識し、多様な町民の意思を反映し、政策水準を高めるため議員相互間における自由な討議の推進に努め、議員相互間の自由討議を拡大し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めることを定めています。

### 第10条の解説

常任委員会は、第1委員会、第2委員会が設置され、それぞれ5名の委員で構成されます。

議会運営委員会は、議会が公正、円滑、能率的に運営されるように話し合いを行い、議長の諮問に応じ、議案、請願・陳情等の取り扱いを審査します。

特別委員会は、必要に応じて設置されます。各委員会の運営については、久山町議会委員会条例に定めています。

### (委員会の適切な運営)

**第11条** 議会は、町政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を生かした適切な運営に努め、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

## 第5章 議会及び議会事務局の体制整備

### (議員研修の充実強化)

**第12条** 議会は、この条例の理念を議員相互間で共有するため、一般選挙(又は補欠選挙)を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する議員研修を行わなければならない。

- 2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。
- 3 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

### (議会広報の充実)

**第13条** 議会は、ホームページやインターネット配信など多様な手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政への関心を高めるよう積極的な議会広報活動に努めるものとする。

- 2 議会は、議会の活動、議案等の審議の経過及び結果、一般質問の内容等の情報を、議会が発行する「ひさやま議会だより」により提供するものとする。

### (議会事務局の体制整備)

**第14条** 議会は、議会及び議員の監視機能・調査機能の強化並びに政策提案・立法機能を充実させるため、議会事務局の体制強化

### 第11条の解説

議会は、委員会のもつ専門性と特性を生かして、町政の諸課題に対応し、適切な運営を行うことを定めています。

委員会は適切な運営に当たって、多様な意見の聴取手法として、必要に応じて、法に基づく参考人制度や公聴会制度を十分に活用していくことについて定めています。

### 第12条の解説

一般選挙を経た任期開始後、この条例の理念を共有するために、全議員への研修を義務づけることを定めています。

議員の資質向上、政策形成及び立案能力の向上を目的とした議員研修の充実強化を図っていくことを定めています。

前項に定める議員研修では、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野からの専門的知識を取り入れた研修に努めていくことを定めています。

### 第13条の解説

議会は、ホームページやインターネット配信など多様な手段により、町民への迅速かつ正確な情報提供に努めることを定めています。また、町政の重要な情報及び一般質問の内容を議会が発行する議会だよりで、町民への周知に努めることを定めています。

### 第14条の解説

議会の政策提案等を補助する組織として、議会事務局の体制の充実強化について定めて



を推進する。

- 2 議長は、前項を推進するため、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図るよう努めるものとする。

## 第6章 議員の倫理、身分及び待遇

### (議員の倫理)

- 第15条** 議員は、町民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会を構成する一員として、その使命の達成に努めなければならない。

### (議員定数)

- 第16条** 議員定数は、久山町議会議員の定数を定める条例(平成14年久山町条例第8号)で定めるものとする。
- 2 議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、町民の意向を把握し、本町の実情にあった定数を検討するものとする。

### (議員報酬)

- 第17条** 議員報酬は、久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年久山町条例第7号)で定める。
- 2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、法第74条第1項の規定に基づく町民の直接請求による場合を除き、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、町民の意向を把握するものとする。

います。

事務局職員の任命権者である議長は、大学研究機関や専門家等と積極的な連携を図り、より良い事務局体制を整えるよう努めることを定めています。

町行政の直面する重要課題に対応するために、議会自らが率先し行動や発言をしていくために大学等研究機関(専門的知見)や専門家等との連携を積極的に活用し、その重要課題の解決を行うことができることを定めています。

### 第15条の解説

議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純ではないものの、議員の地位を悪用した不正な口利きなどをしない等、町民全体の代表として議員の責務を正しく認識することを定めています。

### 第16条の解説

議員定数の改正については、行財政改革の側面だけでなく、町政の現状や人口などの将来展望を踏まえて総合的に検討し、さらに公聴会制度などを活用して、町民等の意見を聴取することを定めています。

### 第17条の解説

議員提案による議員報酬の改正については、定数の改正と同様、総合的に判断する必要があるため、参考人制度や公聴会制度などを活用することにより、町民の意見を聴取することを定めています。

## 第7章 最高規範性と条例の 検証及び見直し手続

### (最高規範性)

**第18条** この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する条例等を制定してはならない。

### (議会及び議員の責務)

**第19条** 議会及び議員は、この条例の理念及び原則に基づいて制定される条例等を遵守して議会を運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

### (条例の検証及び見直し手続)

**第20条** 議会は、適宜、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

### (委任)

**第21条** この条例に定めるもののほか、この条例を実施するため必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 第18条の解説

議会基本条例が久山町議会における最高規範であることを位置づけています。

### 第19条の解説

議会及び議員は、町の代表者として良心と責任感を持ち、この条例を遵守しなければならないことを定めています。

### 第20条の解説

この条例の検証とその結果の公表について定めています。この条例の検証方法及び公表方法を含めた期間などの詳細については、議会運営委員会等で検討し、その結果議会は必要に応じて、その適切な措置を講じることを定めています。

### 第21条の解説

この条例の施行にあたり必要な事項を別途委任することを定めています。

### 附則

条例の施行日を公布の日とするものです。施行とは、法令の効力を現実に一般的に発動させることです。

9月議会最終日の平成29年9月8日に可決され同日公布されました。

発行 / 久山町議会  
編集 / 議会運営委員会

発行責任者 / 議長 阿部 文俊  
委員長 阿部 哲、副委員長 只松 秀喜、委員 久芳 正司、委員 清永 義弘

発行日 / 平成 30 年 2 月 15 日

